

栃木県議会議員ならびに市町議会議員の皆様へ

ご支援のお願いについて

議員の皆様におかれましては、常日頃から地域住民の経済・生活・安全のための活動に取り組んでいただき誠にご苦勞様です。

7月30日に塩谷町が指定廃棄物処分場詳細調査の候補地として選定されて以来、塩谷町民全体で反対の意思を固め、町民が組織した反対同盟会が中心となって、反対運動を続けてまいりました。

私たちのこの反対運動は、塩谷町住民のためだけでなく、焼却炉の煙が届く周辺市町および高原山を水源とする下流域の県内、さらには関東全体の住民の安心・安全を守るための活動であると考えています。

国や環境省は、仮設焼却炉併設の処分場について専門家を使ってその安全性を主張していますが、その主張を検証してみると、『様々な限定』や『検討という言葉』により先延ばしをしていることが明白です。

このような進め方は、『危険につながる様々な想定を排除』したうえで、原子力は安全だとして推進し、今回の問題の根源となった福島原発の事故を誘発させた、国の原子力政策そのままではないでしょうか。

何かあっても『想定外』とされ、その被害を被るのは地域住民であり、国は真の責任をとらないことを、私たちは学んだはずです。

そのような被害から未然に住民を守るのが、地域の自治体であり、地域住民の代表である議員の皆さんではないでしょうか。

今回、私たちは、焼却炉併設の指定廃棄物処分場を谷川沿いの森林に囲まれた山の中に建設することの危険性を皆さんにお示しする文書等をお送りし、皆さんにも考えていただこうと考えました。

私たちが目指すものは閣議決定により決定した特措法の基本方針の根本的な見直しにより、国に責任をもって処理してもらおう事ですが、その前に栃木県として指定廃棄物の処分をどう考えるべきなのか、どういう事がベストなのかを私たちとともに考えていただけないかと思っています。

この問題が、『もし私が住んでいるこの街に起こったら』と言うことを考えながらご理解をいただければと思います。この問題は他人事でないことをご理解ください。

ご支援をよろしくお願いいたします。

※ 私たちの意見に賛同していただける方は、ぜひ同封いたしました署名へのご協力もお願いいたします。

署名は現在 10 万 7 千筆に達し、現在 12 万筆 (人口の 10 倍) を目標に頑張っています。

平成 26 年 10 月 6 日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

会長 和 氣 進

栃木県内の首長及び議員の皆さまへ

-進言-

最終処分場が栃木県に利益をもたらすでしょうか？
栃木県民は本当に納得しているとお考えですか。

栃木県議会議員の皆さんは、本当に納得できていますか？

“これまでの市町村長会議の進め方を!!”

市町村議会議員の皆さんは、本当に納得できていますか？

“これまでの市町村長会議の進め方を!!”

そして、市町村長の皆さんは、本当に納得できていますか？

“これまでの市町村長会議の進め方を!!”

県民である、私たちはどうしても納得できません。

塩谷町だけの問題ではなく、栃木県の問題です。

栃木県内に放射性指定廃棄物最終処分場が建設されるかもしれないという
県民に直接的な影響がある重要な問題を、環境省の主導権の下、
知事と首長だけが参加する会議だけで決定しても良いものなのでしょうか？

今回の選定の根拠となっている、特措法（略称：放射性物質汚染対処特措法）
の考え方に反して、私たち県民の意見も聞くこともなく、パブリックコメントも
行わないまま、このような大切なことを

『報道に公開したという既成事実で固めただけの密室』で決定してしまう
ことが問題だと思います。

知事も栃木県を守るという立場では、表に出せないさまざまな事情があると
思います。

であれば、知事を支える栃木県議会議員、市町村首長、そして市町村議
会議員の皆様が知事とともに栃木県に最終処分場は作らせないという、一大
決心をし、国に発信すべきではないのでしょうか。

私たち県民はそのような英断をしていただくために、皆さんを県議会議員、
市町村長、市町村議会議員として選んでいます。

皆さんが本心で思っていることは、

福島県にさえ建設されない、指定廃棄物処分場が
栃木県内にできることは『NO』だと思います。

それはその安全性が、環境省の行動から全く確信できないからです。

ただ、今は塩谷町という地に詳細調査候補地が決定したので、当たらず
触らずの対応をしているだけなのではないのでしょうか。

もし、塩谷町が詳細調査を受け入れ、その結果が『不適地』だったら
どうなるのでしょうか。

県内の別の自治体が選定される、その危険性があるのです。
問題は準備不足のまま、最終処分場の場所を先に決めてしまう拙速さと、
そうした拙速さの対象として、栃木県が選ばれていることです。

処分場が栃木県内にできることは『NO』。
それが栃木県民としての総意ではないでしょうか。
少なくとも、栃木県に最終処分場を歓迎する声は聞いたことがありません。

このことを声にして大きく言えるのは首長・議員の皆様です。
どうかこの問題を対岸の火事とは考えないで、自分の町に起こっている
問題と考えてください。

市町長・議会議員のみなさんにしかできないことを今、県民は望んでいます。
それを実行するための首長であり議員です。
きっと知事は今苦しんでいらっしゃる筈です。
先日、塩谷町に来た知事は町民に対して心から『申し訳ない』と思っていた
筈です。

どうか知事とともに栃木県の指定廃棄物の処理について真剣に議論してみ
てください。知事を孤立させないでください。
首長のみなさん、議員の皆さん、知事と真剣に話し合ってみてください。
それが県民の意思だと思います。

また、国が地方創生に力を注ぐ上で、各都道府県が処理を行うことを推進
することは、地方創生を阻害するものに他なりません。
栃木県にも国と太いパイプを持つ副知事がおります。
こういう事態だからこそ、その力を存分に発揮してもらえるよう期待を
しております。

今回の選定に対して、異議の意思を示すことは、栃木県が自立し
自ら未来をつくる絶好の機会となります。
今後の処分場問題に、意思表示いただけるよう栃木県内の首長・議員の
皆様に進言させていただきます。

平成26年10月6日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会 長 和 氣 進

連 絡 先
住 所 塩谷町大字原荻野目148番地
電話番号 0287-48-6230
担 当 者 事務局長 青木 裕 幸

栃木県指定廃棄物処分場詳細候補地選定についての意見書

ご存知のとおり、私たちのふるさと塩谷町は、去る7月30日に井上環境副大臣が突然来町され、指定廃棄物処分場詳細調査候補地に選定されたことを伝えられました。

候補地に選定された寺島入国有地は、高原山の中腹、湧水と緑に恵まれた山深い谷川沿いにあります。当時の環境庁から名水百選に選ばれ、全国利き水大会で日本一に輝いたこともある尚仁沢湧水も近く、私たちは県央・県南を含む関東の水源として、この湧水と一帯の森を誇りと責任感を持って大切に守ってきました。また、農林水産業を主な産業とする塩谷町では、この名水という町の宝を、町おこしの核として活用してきている最中での、この地の選定通達でした。

この選定結果が発表された直後から、「今後塩谷町の米はいらない」等の風評被害の連絡が、農家やJAに入るようになってきました。実際に建設・運用されてしまった場合は、実害の可能性とそれを心配するこれまで以上の風評被害や人口流出により、塩谷町住民は町の存亡の危機と感じ、反対同盟会を結成し反対活動を進めてきています。

しかし、今回の問題は、焼却炉が併設されるため周辺市町の皆さんにも放射能拡散という危険性で関連があり、今回の候補地が栃木県央・県南を含む関東の水源であり、その水源を汚染させる可能性があるという点でも下流域の皆さんにも知って、共に考えていただきたいと思っています。

【候補地の危険性】

候補地は、かろうじて必要とされるある程度平坦な面積が図面上確保出来るだけです。そこだけを見て「適地である」と言った環境副大臣の言葉は現地を知る我々にとって衝撃でした。

そこにアクセスする林道は、谷川沿いに作られ、雨が降るたびに路面や路肩は侵食され、小規模な法面の崩壊は日常茶飯事で、台風や大雨の際には頻繁に通行止めとなり修復が必要となるこの地の危険性が想像出来なかったのでしょうか。先日の広島の土砂災害を思い出してください。かつて無かった竜巻やゲリラ豪雨が頻発するようになった現在、さらにそれが加速するかもしれない将来、谷川沿いの狭い候補地に100年以上も安定して処分場が存在出来ると言い切れるのでしょうか。

【焼却炉の危険性】

今回処分場に併設される仮設焼却炉は火災や爆発の危険があることも忘れてはなりません。（実際、福島県鮫川村にある環境省の実証実験焼却炉が昨年8月に爆発事故を起こしています。様々なものを燃やす焼却炉は爆発の危険が高いそうです。）高原山は特に冬、強風が吹く場所です。この高原山の中腹である森林地帯に囲まれた、わずかな平坦地に焼却炉を建設するのは大変危険です。今回の原発事故で明らかになったように、放射性物質を含む雲は、大部分が拡散されることなく風下地域に流れていきます。この地で、焼却炉の爆発や火災が発生すれば、風向き次第で皆さんの地域に到達するのをさえぎるものは何もありません。

また、高原山は日光から続く雷様の多発地帯です。セシウムは高温で焼却されると気化してしまいフィルターでは捕捉されません。したがって燃焼ガスは冷却してからフィルターでろ過する必要がありますが、落雷で停電になれば冷却機能は停止してしまいます。高温の燃焼ガスが冷却されずにフィルターに入ればフィルターは損傷してしまうので、停電の間はフィルターを通過させずにバイパスするはずで、直接セシウムが放出される可能性も否定出来ません。

今回、環境省の説明の中では焼却炉から排出される排ガスから99%の放射性廃棄物を除去できるとされています。しかし裏を返せば1%の放射性廃棄物を大気中に放出されるということです。しかも実際には小型仮設焼却炉での数値はもっと低いと思われます。またフィルターが破損して、燃焼ガスが直接破損部から漏れるトラブルは珍しくなく、過去に何度も報告されており、その際の放射能拡

散も考慮すべき問題だと思えます。

【保管量・運搬の問題】

塩谷町の指定廃棄物の保管量は、栃木県全体で13,757トンあるうちの22.8トン。わずか0.16%しかありません。残りの99%以上を町外から一般道を通してトラックで運び込むことになります。通過途中の市町での交通事故も一定割合で発生する可能性があります。みなさんの地域で放射能汚染された積荷を積んだトラックの横転・炎上事故なども考えられるのです。

さらに、候補地は標高が高く冬季には積雪があり路面が凍結します。里の一般道で解けていても、山道の日陰となるコーナーなどでの路面凍結は良くある話で、重量物を積載したトラックは搬入時下りになり、一旦スリップを始めたなら、通常のガードレールでは止められず、最悪谷底に転落の可能性もあります。そうなったら最悪です。大量の放射能が谷川を汚染してしまい、取り戻すすべはありません。そしてその影響は、みなさんの水道水にも影響が及ぶ可能性があります。

【仮置き場の問題】

県内の指定廃棄物の保管状況が逼迫しており、災害時の安全が保たれない危険性が指摘されており、それが今回の最終処分場を早期に作らなくてはいけない理由の一つに挙げられています。しかし本当に早々に解決すべき課題であれば、仮置き場を3年間以上も放置したままにせず、とりあえずでも、より安全なものに整備する動きがあつてしかるべきと考えます。（市町村長会議でも同様の意見があつたと聞いています。）そういう処置をしないまま、仮置き場の問題を最終処分場決定を急がせる理由に便乗されてしまうことにも疑問を抱きます。

【特措法見直し】

栃木県においては特措法の基本方針を受入れ、放射性指定廃棄物処分場の建設の詳細調査候補地の選定を行っていますが、事ある毎にその選定手法については、市町村長会議で議論を重ねてきたと説明があります。しかしその内容は県民に広く公開され、議論されてきたでしょうか。パブリックコメントなどで、県民や有識者以外の中立的な専門家からの意見に耳を傾けてきたでしょうか。確かに市町村長は選挙で選ばれた市町村を代表する方です。だからといってそれらに関する専門性を持たない市町村長が単独で適切な議論が出来たかどうかは不明です。また、市町村長会議の進め方についても、議題についての賛否をとることもなく、特に問題がなければ賛成と判断してしまう環境省の考え方は、従来からの官僚主導の自分たちに都合の良いデータのみを提示する結論ありきのやり方が先の原発事故を引き起こしたという反省に欠けていると言え、とうてい受け入れられません。

今回の問題は、県内どの地域に設置しても解決しないと思えます。また県内に最終処分場の適地が容易に見つかるとは思われません。選定された自治体が苦しみながら反対するだけです。そもそも特措法の基本方針は県内1箇所ですら処分するとなつていますが、環境省からは30年後に福島県外での最終処分を完了させるという中間貯蔵施設のガイドラインが出されています。そんな矛盾も出てきた特措法の基本方針の見直しを求めていきたいと考えています。

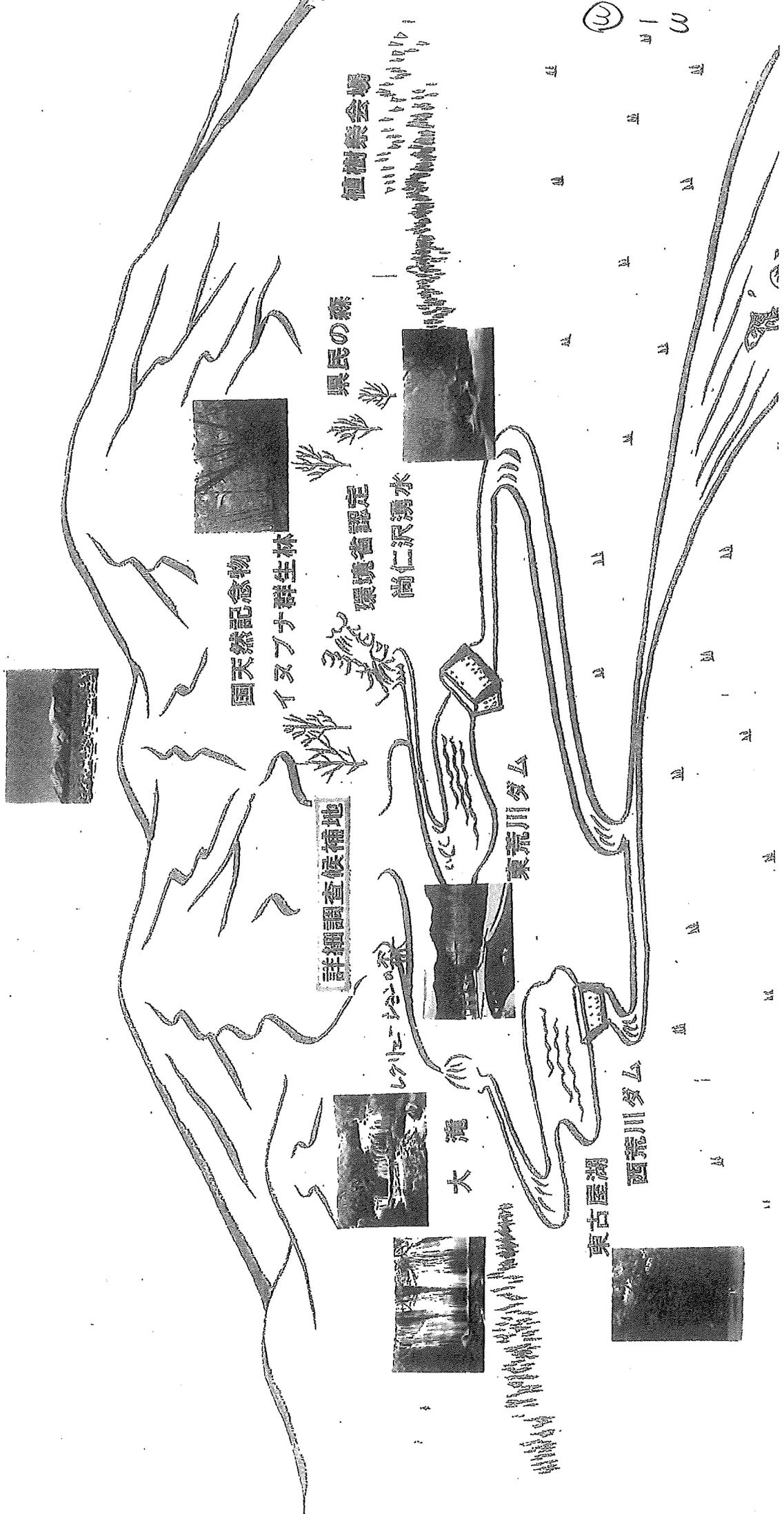
塩谷町民指定廃棄物処分場反対同盟会

会長 和 氣 進

栃木県塩谷郡塩谷町大字原荻野目 148

電話 0287-48-6230

みんなであつて守ろう高原山を!!



① ② ③

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく

詳細調査候補地の選定の白紙撤回を求める署名

《 趣 旨 》

去る7月30日に栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく詳細調査候補地として、東古屋湖の上流、名瀑『大滝』の上流約2kmのところにある『寺島入（てらしまいり）国有林』が環境省により選定されました。

候補地の上寺島地区は、自然豊かな森林が広がり、塩谷町における重要な水源地帯になっております。

その水は、本町はもとより下流域の多くの人々に潤いをもたらし、その流域は太平洋にも及んでおります。

塩谷町はこの水環境を生かした農林漁業が盛んであり、農業においては米・野菜・菊の栽培が町の基幹産業となっており、首都圏を中心として多くの顧客の方に購入をいただいております。林業については、良質なヒノキが製造され、「たかはら材」のブランド名で出荷しております。漁業については候補地直下に位置する東古屋湖が特別漁場となっており、県内外から多くの釣り客が訪れており、景観の良さも手伝って観光客が訪れるポイントになっております。これらは町の重要な収入源になっております。

また、候補地付近は栃木県が選定している「とちぎの道と川百選」の大滝林道や大滝があり、林野庁が選定している「レクリエーションの森」にも近く、何にもまして、環境省が認定した名水百選「尚仁沢湧水」にも隣接し、まさに自然環境を優先的に保全すべきと指定されている地域であります。

そのような中で、『寺島入国有林』が詳細調査の候補地として選定されたことは決して理解できることではなく、詳細調査の受け入れを認めることは決してできません。

つきましては、我々の生活に直結するこの自然を、今と変わらぬままに子々孫々の代まで受け継いでいくために、一日も早く候補地の白紙撤回をすることをここに要請します。

署名用紙の書き方

《 説 明 》

- ◎ お名前・ご住所をご自筆でご署名ください。
- ◎ 署名については年齢の制限は特にありませんが、自筆できる方としてください。

《 ご注意いただきたい点 》

- ◎ 同じご苗字・同じご住所の場合も、「同上」「々」「〃」等で省略せず、必ずお名前をフルネームで、ご住所を都道府県から正確にお書き下さい。

お名前・ご住所が正確にご記入されていないとご署名が無効になってしまいますので、十分ご注意ください。

